

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、業務仕様書、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## 1. 総則

本仕様書は、徳島県東部県土整備局（徳島庁舎）（以下「徳島庁舎」という）の予防保全担当が発注する路面性状調査業務に適用するものとし、「舗装点検要領 平成28年10月国土交通省道路局」に基づき実施するものとする。

## 2. 業務の目的

本業務は、徳島庁舎の予防保全担当が管理する道路（※）において、舗装（車道上）の修繕の効率的な実施に向け、舗装の現状について必要な情報を得ることを目的とする。

※徳島市，佐那河内村，神山町における一般国道，主要地方道，一般県道

## 3. 成果品

本業務の成果として、以下を提出する。

- 1) 報告書（書面） 3部
- 2) 報告書（電子データ） 3部（DVD-R等）
  - ・ 報告書に係わるもの
  - ・ 路面性状調査結果の図表及び数量データ（PDFファイル及び生データ）
  - ・ 路面性状調査結果の根拠資料（PDFファイル及び生データ）
  - ・ 調査対象区間の路線図，距離標等が記載された図面（PDFファイル及び生データ）
  - ・ その他監督員の指示した資料

## 4. 業務対象箇所

本業務における調査対象箇所は、別添のとおりとする。

- ・ 路面性状調査 調査延長：176km（分類B区間：114km，分類C区間：62km）

なお、本業務履行中に、上記以外の箇所の調査を行う必要が生じた場合は、監督員の指示によるものとする。

## 5. 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりである。

### (1) 計画準備（B区間・C区間共通）

本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方針及び作業工程について、業務計画書を作成し、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

## (2) 資料収集整理 (B 区間・C 区間共通)

調査対象区間に関する道路台帳附図, 交通量 (全体交通量, 大型交通量[方向別]), 舗装修繕履歴等を調査, 収集し舗装の管理に関する各種基礎的データの整理を行うものとする。

調査・収集したデータをもとに, 調査対象区間について, GISソフトを用いて路線図を作成する。また, 路線別に起点から終点までの距離標(100m間隔)を設定するとともに, 区間延長を計測, 集計する。舗装修繕履歴については, 発注者から過去 5 年間の修繕工事の資料を貸与する。

## (3) 現地踏査 (B 区間・C 区間共通)

受注者は, 調査に先立ち現地踏査を行い, 調査区間の道路・交通状況, パッチング数 (片側), 調査における障害物など沿道周辺の状況を確認・記録するものとする。

## (4) 現地点検作業

測定車両により路面の状態を把握し, 必要な情報を得ることを目的に点検を実施するものとする。

### ・ B 区間 :

点検に当たっては, 緯度・軽度を計測できる機器を搭載し, 評価単位区間の緯度・経度を特定したうえで, 角速度, 加速度を収集・分析できる機械等で縦断凹凸, わだち掘れ深さ (mm) の計測を行うとともに, 路面画像を取得可能なビデオカメラ等で撮影すること。

### ・ C 区間 :

点検に当たっては, 緯度・軽度を計測できる機器を搭載し, 評価単位区間の緯度・経度を特定したうえで, 角速度, 加速度を収集・分析できる機械等で縦断凹凸の計測を行うとともに, 路面画像を取得可能なビデオカメラ等で撮影すること。

## (5) データ解析及び評価

### B 区間 :

- ・路面画像データの解析を行い, 評価単位区間内の平均的なひび割れ率を算出し, 評価すること。
- ・わだち掘れ量の計測を基に評価単位区間内の代表のわだち掘れ量 (mm) を算出し, 評価すること。
- ・縦断凹凸の計測を基に評価単位区間内の平坦的な | R | (mm/m) を算出し, 評価すること。
- ・各解析データから舗装の維持管理指数 (MCI) を算出し, 評価すること。
- ・評価単位区間は 20 m とし, 各評価結果等は電子地図 (徳島県総合地図提供システム) に表示した資料として作成すること。評価結果とともに各路線の距離標も表示すること。
- ・ファイル形式は「シェープファイル (Shape File)」とするが, 電子地図は取り込み制限があることから, 発注者と協議の上で決定すること。

C 区間：

- ・路面画像データを人工知能（A I）により解析を行い，評価単位区間内の平均的なひび割れ率を算出し，評価すること。
- ・縦断凹凸の計測を基に評価単位区間内の平坦的な I R I（mm/m）を算出し，評価すること。
- ・評価単位区間は 2 0 m とし，各評価結果等は電子地図（徳島県総合地図提供システム）に表示した資料として作成すること。評価結果とともに各路線の距離標も表示すること。
- ・ファイル形式は「シェープファイル（Shape File）」とするが，電子地図は取り込み制限があることから，発注者と協議の上で決定すること。

評価の区分け：

項目	レンジ	区分色
ひび割れ率	20%未満	青
	20%～30%未満	黄色
	30%～40%未満	オレンジ
	40%以上	赤

項目	レンジ	区分色
わだち掘れ量(※)	20mm未満	青
	20～30mm未満	黄色
	30～40mm未満	オレンジ
	40mm以上	赤

項目	レンジ	区分色
縦断凹凸 ( I R I )	3mm/m未満	青
	3～5mm/m未満	黄色
	5～8mm/m未満	オレンジ
	8mm/m以上	赤

項目	レンジ	区分色
維持管理指数(※) (MCI)	5.1以上	青
	4.1～5.0	黄色
	3.1～4.0	オレンジ
	3.0以下	赤

※わだち掘れ量と維持管理指数(MCI)は B 区間のみ

(6) 照査（B区間，C区間共通）

照査は，照査要領に基づき，正確性，適切性及び整合性に着目して行うこと。

(7) 報告書作成及び提出（B区間，C区間共通）

下記の事項について作成し，提出すること。

- ① 発注者が指定する「様式－A」
- ② 総点検実施要領（案）【舗装編】（平成25年2月 国土交通省道路局）の「様式－B」
- ③ 基盤地図(1/2500)を背景とした各評価図，区間番号，距離標等が記載されたPDFデータ
- ④ 基板地図(1/2500)を背景とした調査対象区間の路線図，区間番号，距離標等が記載されたPDFデータ

(8) 業務打合せ

業務の着手時，中間時（1回目：資料収集整理後，2回目：路面性状調査終時）及び納品時において，計4回の打合せを予定している。ただし，別途打合せが必要である場合は発注者と協議して決定する。

(9) その他

調査に使用する機器については，測定される路面性状の各種測定値が，人力測定による値を基準として，適切な精度をもって測定処理できる性能を有すること。

機器の性能が確認できる資料（性能確認試験の確認証書等）を事前に発注者に提出し，承諾を得ること。

## 7. 安全管理

受注者は，業務の実施にあたり，交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡を取り，業務実施中の安全確保に努めるものとする。

## 路面性状調査 調査延長

分類 B	区間延長	調査延長
① 3～4 車線, 分離車線	2,090 m × 2 =	4,180 m
② 1～2 車線	109,150 m × 1 =	109,150 m
③ 側道, ランプ, アンダーパス	361 m × 1 =	361 m
合計		= 113,691 m
		→ 114.0 km
分類 C	区間延長	調査延長
① 3～4 車線, 分離車線	0 m × 2 =	0 m
② 1～2 車線	51,944 m × 1 =	51,944 m
③ 側道, ランプ, アンダーパス	0 m × 1 =	0 m
④ 旧道	9,591 m × 1 =	9,591 m
合計		= 61,535 m
		→ 62.0 km
総計	分類 B 114.0km + 分類 C 62.0km =	176.0 km

※「① 3～4 車線, 分離車線」は上り・下りの代表 1 車線を両方とも計測するため区間延長を 2 倍している。

## 路面性状調査 道路区間延長集計表

区間延長(m)								調査分類別 区間延長(m)									
通し 番号	路線番号	路線名	3~4車線 分離車線	1~2車線	側道 ランプ アンダーパス	旧道	合計	分類B				分類C				合計	
								3~4車線 分離車線	1~2車線	側道 ランプ アンダーパス	小計	3~4車線 分離車線	1~2車線	側道 ランプ アンダーパス	旧道		小計
1	193	193号	0	16,900	0	380	17,280	0	16,900	0	16,900	0	0	0	380	380	17,280
2	438	438号	2,000	41,350	0	4,725	48,075	2,000	41,350	0	43,350	0	0	0	4,725	4,725	48,075
3	13	徳島停車場線	90	0	0	0	90	90	0	0	90	0	0	0	0	0	90
4	18	勝浦佐那河内線	0	8,720	0	0	8,720	0	0	0	0	0	8,720	0	0	8,720	8,720
5	20	石井神山線	0	15,900	0	0	15,900	0	15,900	0	15,900	0	0	0	0	0	15,900
6	21	神山鮎喰線	0	18,300	283	1,540	20,123	0	18,300	283	18,583	0	0	0	1,540	1,540	20,123
7	31	鴨島神山線	0	8,100	0	0	8,100	0	0	0	0	0	8,100	0	0	8,100	8,100
8	43	神山川島線	0	12,300	0	53	12,353	0	0	0	0	0	12,300	0	53	12,353	12,353
9	123	神山国府線	0	8,924	0	0	8,924	0	0	0	0	0	8,924	0	0	8,924	8,924
10	207	鬼籠野国府線	0	14,000	78	1,105	15,183	0	4,500	78	4,578	0	9,500	0	1,105	10,605	15,183
11	208	一宮下中筋線	0	4,100	0	1,266	5,366	0	4,100	0	4,100	0	0	0	1,266	1,266	5,366
12	245	二宮山川線	0	4,400	0	522	4,922	0	0	0	0	0	4,400	0	522	4,922	4,922
13	253	山川海南線	0	8,100	0	0	8,100	0	8,100	0	8,100	0	0	0	0	0	8,100
合計			2,090	161,094	361	9,591	173,136	2,090	109,150	361	111,601	0	51,944	0	9,591	61,535	173,136

(備考)

- ・ 3~4車線：片側2車線以上の区間（部分的な右折レーンは含まない）。上り、下りの代表1車線を両方とも計測する。
- ・ 分離車線：上下線が分離している区間（車線間に高架橋予定地等がある場合）。上り、下りの代表1車線を両方とも計測する。
- ・ 側道、アンダーパス：本線とは別に車道が並列している区間。本線とは別に代表1車線を計測する。
- ・ ランプ：ランプ部において隣接道路と本線を結ぶ区間。本線とは別に代表1車線を計測する。
- ・ 旧道：市町村に未移管の旧道区間。代表1車線を計測する。